

23ビジネス実務法務検定試験[®] 3級基本講義 学習進度表

| 講義名 | 学習範囲 | テキストページ |
|-----|---|------------|
| 第1回 | 第1編 ビジネス実務法務の法体系 ～ 第3編 取引の法務 第2章 第2節 theme01 「錯誤」まで | P. 1～29 |
| 第2回 | 第3編 取引の法務 第2章 第2節 theme02 「詐欺」 ～ 第3編 第3章 第4節まで | P. 30～53 |
| 第3回 | 第3編 第4章 第1節 消費貸借契約・消費寄託契約 ～ 第3編 第5章 第4節 不当利得・事務管理まで | P. 54～81 |
| 第4回 | 第4編 財産の管理と法律 ～ 第5編 第2章 第2節 物的担保 I 法定担保物権まで | P. 83～106 |
| 第5回 | 第5編 第2章 第2節 物的担保 II 約定担保物権 ～ 第6編 第3章 第2節 株式会社 IIまで | P. 107～133 |
| 第6回 | 第6編 第3章 第2節 株式会社 III ～ 第7編 第3章 債務者の倒産まで | P. 134～165 |
| 第7回 | 第8編 第1章 第1節 独占禁止法 ～ 第8編 第1章 第6節 theme06 商標権まで | P. 167～193 |
| 第8回 | 第8編 第1章 第6節 theme07 営業秘密 ～ 第10編 ビジネスにかかわる家族法 | P. 194～241 |

※講義進行状況により、上記学習範囲は多少前後する場合がございます。あらかじめご了承ください。

は し が き

本書は、ビジネス実務法務検定試験® 3 級合格に要求されるビジネス・パーソンとして必要な基礎的法律知識を身に付け、自己の業務を法的にチェックし、問題点を解決できるスキル（コンプライアンス能力）の取得を目的としている。

こうした目的を達成するために、本書はビジュアル的にも工夫し、独学では学習が困難な法律知識を簡単に理解し、覚え、実際に使うことができるようになっている。過去問を見れば明らかなように、繰り返し類似の問題が出題されている。そうした部分を集中的にトレーニングすることにより短時間で、無駄なく、効率的に合格点に達することができる。

本書がスキルアップを目指すビジネス・パーソンの方々の一助となれば幸いである。

TACビジネス実務法務検定試験®研究会

CONTENTS

第1編 ビジネス実務法務の法体系 PAGE-1

| | |
|--------------|-------|
| 第1章 コンプライアンス | page2 |
| 第2章 法律の基礎知識 | page3 |
| 第1節 法の定義 | page3 |
| 第2節 法律の分類 | page3 |
| 第3節 権利の実現 | page6 |
| 第3章 民法の基礎知識 | page7 |
| 第1節 私法の基本原則 | page7 |
| 第2節 財産権の種類 | page7 |

第2編 取引を行う主体 PAGE-9

| | |
|--------------|--------|
| 第1章 権利義務の主体 | page10 |
| 第2章 法人の意義・種類 | page17 |

第3編 取引の法務 PAGE-19

| | |
|----------------------|--------|
| 第1章 契約の概念 | page20 |
| 第1節 契約が有効に成立するとどうなるか | page20 |
| 第2節 契約の種類と分類 | page23 |
| 第2章 契約の成立 | page25 |
| 第1節 契約の成立 | page25 |
| 第2節 意思表示 | page27 |
| 第3節 代理 | page32 |
| 第4節 契約の効力の発生時期 | page39 |
| 第5節 手付・内金の性質 | page41 |
| 第3章 契約成立後の問題 | page42 |
| 第1節 債務の履行（弁済） | page43 |
| 第2節 債務の不履行 | page45 |

| | | |
|------------|------------------------|--------|
| 第3節 | 特定物売買 | page51 |
| 第4節 | 商人間での受領した売買目的物の検査・通知義務 | page53 |
| 第4章 | 売買以外の契約 | page54 |
| 第1節 | 消費貸借契約・消費寄託契約 | page54 |
| 第2節 | 不動産の賃貸借 | page56 |
| I | 不動産賃貸借の特殊性 | page56 |
| II | 賃貸借契約の効果 | page58 |
| III | 賃貸借の存続期間と終了 | page61 |
| IV | 賃借権の譲渡・転貸 | page63 |
| 第3節 | 請負 | page65 |
| 第4節 | 委任 | page67 |
| 第5節 | 寄託契約 | page67 |
| 第5章 | 契約によらない債権・債務の発生 | page68 |
| 第1節 | 不法行為 | page68 |
| 第2節 | 自動車の運行供用者責任 | page77 |
| 第3節 | 製造物責任 | page78 |
| 第4節 | 不当利得・事務管理 | page80 |

第4編 財産の管理と法律

PAGE—83

| | | |
|------------|-----------------------|--------|
| 第1章 | 財産取得にかかわる法律・預金 | page84 |
| 第1節 | 売買契約による所有権移転と対抗要件 | page84 |
| 第2節 | 財産としての債権の譲渡 | page87 |
| 第3節 | 預金 | page89 |

第5編 債権の管理

PAGE-91

| | |
|---------------|---------|
| 第1章 債権の管理回収 | page92 |
| 第1節 債権の確認事項 | page92 |
| 第2節 債権の消滅 | page93 |
| 第2章 債権の担保 | page100 |
| 第1節 担保の必要性和種類 | page100 |
| 第2節 物的担保 | page102 |
| I 法定担保物権 | page104 |
| II 約定担保物権 | page107 |
| 第3節 人的担保 | page117 |

第6編 企業取引の特徴

PAGE-121

| | |
|-----------------------|---------|
| 第1章 商行為・商人 | page122 |
| 第2章 商業登記・商号 | page124 |
| 第3章 会社のしくみ | page127 |
| 第1節 会社の種類 | page127 |
| 第2節 株式会社 | page130 |
| I 株式会社の構造 | page130 |
| II 株式会社にはどのような種類があるか | page133 |
| III 株式会社にはどのような機関があるか | page134 |
| IV 指名委員会等設置会社 | page145 |
| V 監査等委員会設置会社 | page147 |
| VI 会社の使用人 | page148 |
| 第4章 手形と小切手 | page150 |

第7編 強制執行等と債務者の倒産

PAGE-159

| | |
|----------------------|---------|
| 第1章 裁判所に対する手続による債権回収 | page160 |
| 第2章 強制執行の手続 | page163 |
| 第3章 債務者の倒産 | page165 |

第8編 企業活動に関する法規制

PAGE-167

| | |
|--------------------|---------|
| 第1章 取引に関する各種の規制 | page168 |
| 第1節 企業の活動と独占禁止法の規制 | page168 |
| 第2節 大規模小売業者と大店立地法 | page173 |
| 第3節 消費者契約法 | page174 |
| 第4節 割賦販売法 | page179 |
| 第5節 特定商取引法 | page180 |
| 第6節 知的財産権の保護 | page184 |
| 第7節 個人情報保護 | page195 |
| 第8節 環境保全に関する法律 | page200 |
| 第9節 デジタル化社会と法規制 | page200 |
| 第2章 ビジネスと犯罪 | page201 |

第9編 法人と従業員の関係

PAGE-205

| | |
|-----------------|---------|
| 第1章 従業員の雇用と労働関係 | page206 |
| 第1節 労働契約 | page206 |
| 第2節 労働基準法 | page207 |
| 第3節 労働組合法 | page216 |
| 第2章 その他の労働問題 | page217 |

第10編 ビジネスにかかわる家族法

PAGE-223

| | |
|-----------------------|---------|
| 第1章 取引と家族関係 | page224 |
| 第1節 婚姻 | page224 |
| 第2節 離婚 | page226 |
| 第3節 夫婦間の財産関係 | page227 |
| 第2章 相続 | page229 |
| 第1節 法定相続(法定相続人と法定相続分) | page230 |
| 第2節 相続の承認と放棄 | page232 |
| 第3節 遺言 | page234 |
| 第4節 遺産分割 | page238 |
| 第5節 所有者不明土地問題と相続 | page241 |

◇ (付録) 参考資料 PAGE-243

| | |
|------------------|---------|
| 不動産登記事項証明書 | page244 |
| 商業登記事項証明書 | page246 |

◇ 問題演習－過去問チャレンジ PAGE-249

| | |
|---------------------|---------|
| 過去問チャレンジ第1回講義 | page250 |
| 過去問チャレンジ第2回講義 | page260 |
| 過去問チャレンジ第3回講義 | page272 |
| 過去問チャレンジ第4回講義 | page290 |
| 過去問チャレンジ第5回講義 | page304 |
| 過去問チャレンジ第6回講義 | page320 |
| 過去問チャレンジ第7回講義 | page336 |
| 過去問チャレンジ第8回講義 | page356 |

第1編 ビジネス実務法務の法体系

第1章 コンプライアンス

1. コンプライアンス(法令遵守)の意義

- ① コンプライアンス(法令等の遵守)とは、企業に対して、法令等の趣旨を理解し、その法令等が守ろうとする利益や価値に従った行動を求めるものである。
- ② 企業がコンプライアンス違反行為を行った場合、当該企業は**刑事的責任**、**民事的責任**、**行政処分**等の不利益を受ける可能性がある。



2. コンプライアンスに関連する重要概念

- ① **CSR**(Corporate Social Responsibility)とは、一般に、**企業の社会的責任**を意味する。環境保護に配慮した企業経営などがCSRに基づく企業活動の例である。
- ② **リスクマネジメント**とは、企業活動に支障を来たすおそれのある**不確定な要素**を的確に把握し、その不確定要素の顕在化による損失の発生を効率的に予防する施策を講じるとともに、顕在化したときの効果的な対処方法をあらかじめ講じる、一連の経営管理手法をいう。

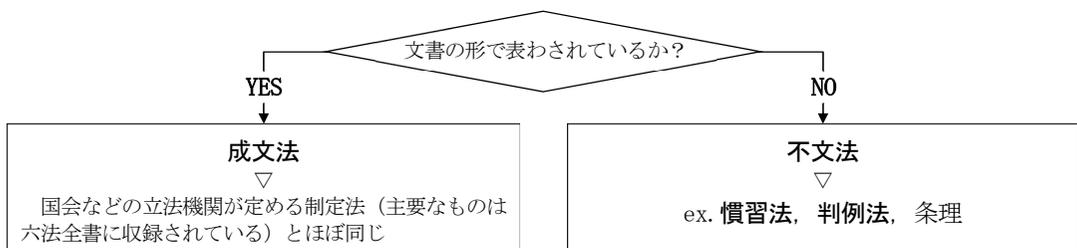
第2章 法律の基礎知識

第1節 法の定義

- ① 法律は社会規範の一種である。社会規範とは我々の行動の指針となったり善悪を判断する基準となるものである。社会規範の例としては、道徳、習俗・宗教などが挙げられる。
- ② 他の社会規範と法律の根本的な違いのポイントは、法律は、その内容が**国家権力によって強制的に実現される**という点である。

第2節 法律の分類

1. 成文法vs不文法(文章の形に表わされているか否かによる分類)

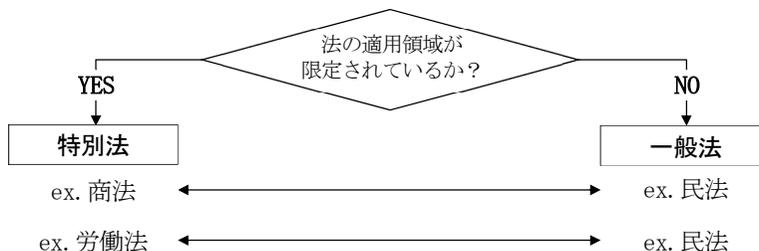


【基礎知識】

- ・慣習法とは、慣習(人の行動様式のうち反復して繰り返されるもの)のうち法的効力を認められたものをいう。
- ・判例法とは、裁判所の判決に含まれている法理のなかで、裁判の繰り返しにより他の類似の事件についても同一の判断をする基準となる効力を持つものをいう。
- ・条理とは、「物事の筋道」のことをいう。

2. 一般法vs特別法

- ① 一般法とは、特別法と比較して、**適用領域が限定されていない**法律をいう。これに対して、特別法は、一般法と比較して、**適用領域が限定されている**法律をいう。

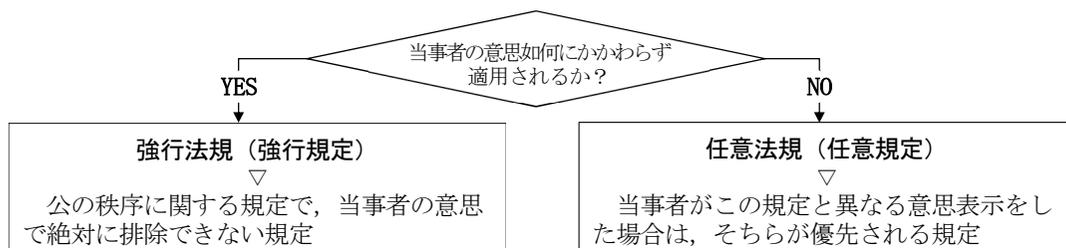


- ② 「特別法は一般法を破る。」

これは、特別法は一般法に優先して適用されるということを意味する。

3. 強行規定vs任意規定

- ① 法律は、当事者間で**法律の規定と異なる別の定めができるか否か**により、**強行法規(強行規定)**と**任意法規(任意規定)**に分かれる。



- ② 強行法規である旨、条文で明示されていることもある。そうでない場合は、**規定の趣旨を考慮**し、強行法規か任意法規か判断される。

例えば、民法の規定にも当該規定の趣旨から任意法規と解されている規定もあれば強行法規と解されている規定もある。従って、強行法規と任意法規の区別は実際には容易ではない場合も多い。

- ③ 取締規定

取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対してある行為を制限し、又は禁止することを定める規定をいう。

取締規定に違反した場合、行政罰や許可の取消しなどの制裁が科される。しかし、取締規定違反の行為の**私法上の効力には影響がない**。

4. 公法vs私法

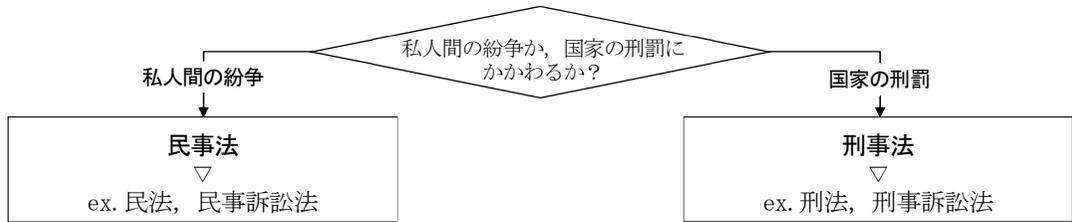
法律は、その法の規律を受けるものが**誰であるか**によって、**公法と私法**に分けられる。



5. 民事法vs刑事法

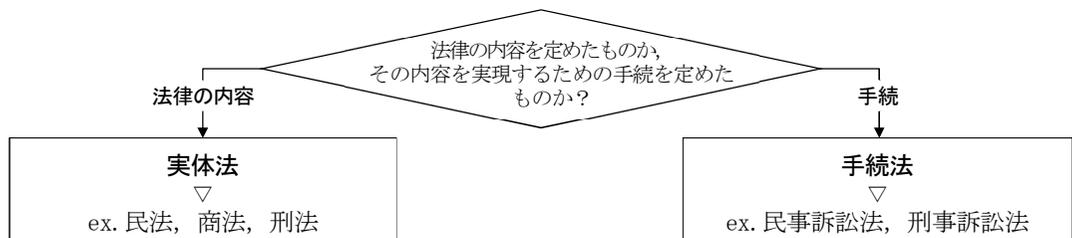
- ① **民事法**とは、私人間の紛争を解決する民事裁判の基準となる私法の実体法(民法や商法など)とその手続法(民事訴訟法など)の総称である。

- ② **刑事法**とは、国家が国民に対して刑罰を加えるための刑事裁判の基準となる実体法(刑法など)とその手続法(刑事訴訟法など)の総称である。



6. 実体法と手続法

- ① 実体法は、権利・義務など法律関係の内容(実体)を定める法律である。
- ② 手続法は、実体法の内容を実現するための手続を定める法律である。



第3節 権利の実現

theme01 権利と義務

- ① 法律にかかわりのある社会生活関係を**法律関係**という。例えば、AがBに自己所有の土地を1億円で売却したとする。この場合、AはBに**1億円を請求する権利**を有し、BはAに**1億円を支払う義務**を負う。他方、BはAに**土地の引渡しを請求する権利**を有し、AはBに**土地を引き渡す義務**を負う。
- ② 法律関係とは、表現を代えると、権利と義務の関係であるといえる。ここに**権利**とは、相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって主張できる力をいい、**義務**とは相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって拘束されることをいう。

theme02 権利の救済

- ① **権利の行使**とは、権利の内容を実現する行為をいう。権利の行使に対して相手方が応じない場合、力づくで権利内容を実現する行為を**自力救済**という。
- ② **自力救済**は、**原則として禁止**される。なぜなら、その際、過度の暴力が用いられるおそれがあるからである。
e x. 中古車甲の売買契約において、**売主Aが甲を引き渡したにもかかわらず、買主Bが約束の期日に代金を支払わなかったとしても、Aは、Bの家から勝手に代金相当額の金銭を持ち出すことはできない。逆に、買主Bが代金を支払ったにもかかわらず、売主Aが約束の期日に甲を引き渡さなかったとしても、Bは、Aの家から勝手に甲を持ち出すことはできない。**
- ③ そこで、権利の行使に対して相手方が応じない場合には、**裁判所の手続き**を通じて権利を実現していくことが大原則となっている(強制執行：第7編 第2章 参照)。

theme03 権利の救済方法

1. 訴訟の種類

裁判所で扱う訴訟は、①**民事訴訟**(私人間の紛争解決を目的とする訴訟)、②**刑事訴訟**(犯罪をしたと疑われ起訴された被告人に国家が刑罰を科すか否かを決する訴訟)、③**行政訴訟**(国や地方自治体などの行政機関による行政権の行使や公法上の権利関係についての争いの解決を目的とする訴訟)に分けられる。

2. 上訴

- ① 日本の審級制度は原則として**三審制**をとっている。裁判所は簡易裁判所・地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所の4階級に分かれる。家庭裁判所は地方裁判所と同階級である。
- ② **上訴**とは、裁判に不服があるときに、より**上級の裁判所**に対して再審理をもとめることをいう。第一審判決に不服がある場合に上級の裁判所に上訴することを**控訴**といい、その控訴審の判決に不服がある場合に上級の裁判所に上訴することを**上告**という。

第3章 民法の基礎知識

第1節 私法の基本原則

民法の基本原則は以下のとおりである。

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>1. 権利能力平等の原則 ▽ 人は生まれてから死ぬまで、誰でも等しく権利を有し義務を負うことができるという原則</p> | <p>2. 所有権絶対の原則 ▽ 所有権については、国家といえども侵害することはできないという原則 但し、公共の福祉による制限を受ける場合がある。</p> | <p>3. 私的自治の原則 ▽ 権利主体は、私的な法律関係を自己の意思に基づいて自由に形成できるという原則。取引の場面では、契約自由(誰とどのような契約を締結するかを自由に決められる)の原則として現れる。※</p> | <p>4. 過失責任主義(過失責任の原則) ▽ 過失(故意も含めて)がなければ不法行為による損害賠償責任を負われないという原則。 ◇ 例外もある(後述)</p> |
|--|---|---|--|

【基礎知識—故意vs過失】

- ・ **故意**とは、自己の行為により、権利又は利益の侵害という結果が発生することを認識・認容することという。

vs

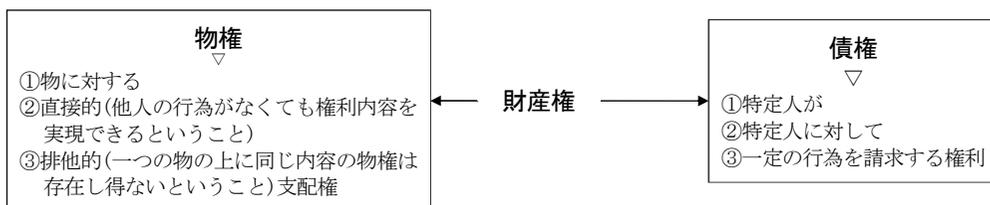
- ・ **過失**とは、損害の発生を予見し、防止する注意義務を怠ることをいう。

※ 契約自由の原則については、民法上、①契約締結の自由(民法521条1項)、②契約内容決定の自由(民法521条2項)、③契約方式の自由(民法522条2項)の3つの原則が規定されている。

第2節 財産権の種類

theme01 財産権の意義と種類

- ① 財産権とは、経済的かつ財産的利益を目的とする権利をいう。
- ② 民法上の財産権は、物権と債権に分かれる。

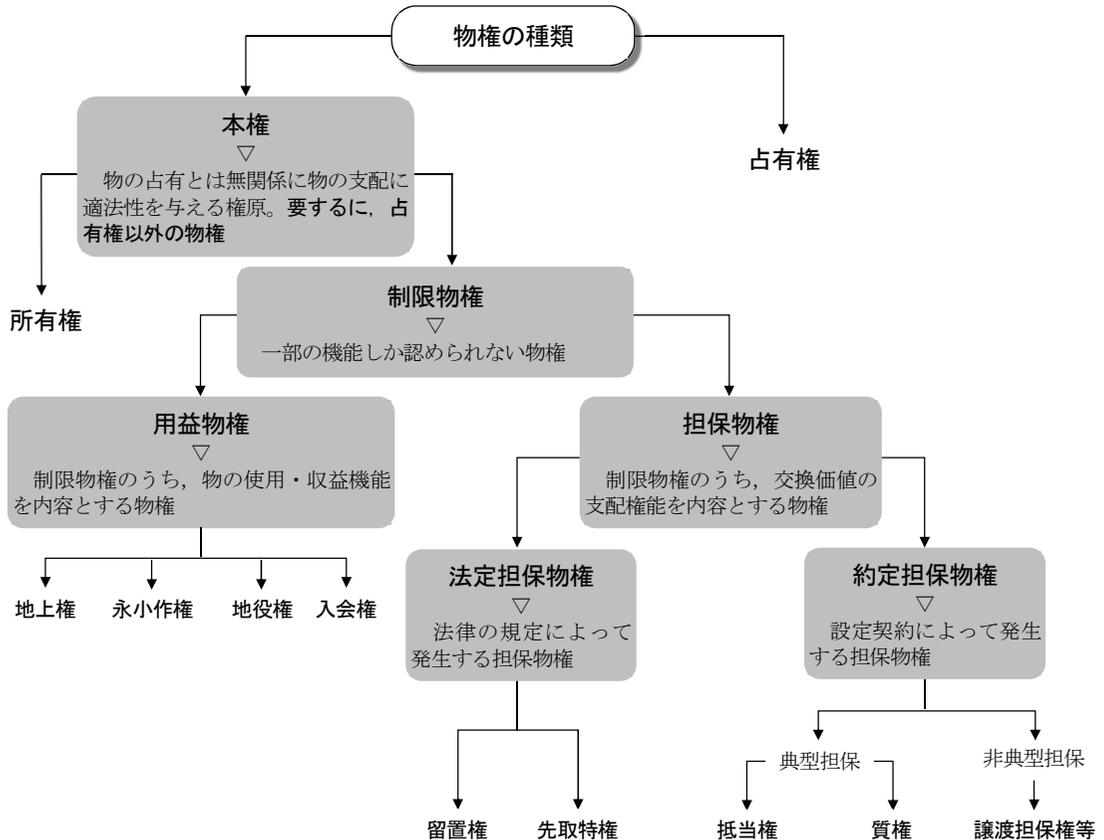


ex. AB間で商品の売買契約が成立すると、売主Aは買主Bに対して代金支払請求権を有し、買主Bは売主Aに対して当該商品の引渡請求権を有することになるが、売買契約により発生する売主の買主に対する代金支払請求権(代金債権)や買主の売主に対する引渡請求権(引渡債権)は債権の例である。

theme02 物権の意義と種類

物権とは、物に対する直接的、排他的支配権をいう。

民法上、「物」とは、有体物をいう(民法85条)。



【基礎知識】

- ・占有権とは、占有に基づいて生じる権利。要するに、物を事実上支配する権利をいう。
- ・所有権とは、法令の範囲内で物を自由に使用・収益・処分しうる権利。要するに完全な物権であり、物権の王様！
- ・地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する権利をいう。
- ・永小作権とは、小作料を払って他人の土地に耕作又は牧畜をなす権利をいう。
- ・地役権とは、設定行為で定めた目的に従って、他人の土地を自分の土地の便益に供する権利をいう。
- ・入会権とは、一定の地域の住民集団が山林原野・漁場・用水等を共同で管理し利用する慣習法上の権利をいう。
- ・留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権の弁済を受けるまでその物を留置して、債務者の弁済を間接的に強制する担保物権をいう。
- ・先取特権とは、一定種類の債権の債権者が、法律上当然に債務者の財産から優先弁済を受けることができる権利をいう。
- ・質権とは、債権者がその債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置して債務者の弁済を間接的に強制するとともに、弁済されない場合には、その物から優先弁済を受けることができる担保物権をいう。
- ・抵当権とは、債務者又は第三者が占有を移さずに担保に供した不動産その他一定の権利から、債権者が優先弁済を受けることを内容とする約定担保物権をいう。

問題演習－過去問チャレンジ

公表されている第48回本試験までに出題された問題を過去問として掲載しています。

- [☆☆☆] 頻繁に出題された問題
- [☆☆] 定期的に出題された問題
- [☆] たまに出題された問題

【過去問チャレンジ－第1回講義－問題】

[1-01] 次の記述は正しいか。・第44回－問10－アaなど [☆ ☆]

コンプライアンス (Compliance) は、一般に、法令等の遵守ともいわれるが、これは、法令等のみを遵守すればよいわけではなく、その背景等にある法令等の趣旨や精神に沿った活動が求められているということである。

[1-02] 次の記述は正しいか。・第44回－問10－アcなど [☆ ☆]

C S R (Corporate Social Responsibility) は、一般に、企業の社会的責任と訳され、企業が、利益の追求だけでなく、様々なステークホルダー (利害関係者) との関係で企業としての行動規範を策定し、これに従い適切に行動することを求める考え方のことをいう。

[1-03] 次の記述は正しいか。・第44回－問10－アbなど [☆ ☆]

リスクマネジメント (Risk Management) は、一般に、企業活動に支障を来すおそれのある不確定な要素を的確に把握し、その不確定要素の顕在化による損失の発生を効率的に予防する施策を講じるとともに、顕在化したときの効果的な対処方法をあらかじめ講じる、一連の経営管理手法をいう。

[1-04] 次の記述は正しいか。・第27回－問01－ウなど [☆ ☆ ☆]

法律は、その適用領域が限定されているか否かによって一般法と特別法に分類することができ、一般法は特別法に優先して適用される。

[1-05] 次の記述は正しいか。・第33回－問07など [☆ ☆]

民法と商法とは、例えば、民法が私人間の取引一般に適用されるのに対し、商法は商人間の取引に適用されるという点で、民法が一般法であり、商法が特別法であるという関係にある。

[1-06] 次の記述は正しいか。・第44回－問01－オなど [☆ ☆ ☆]

契約当事者間において、法律の規定中の強行法規の内容と異なる内容の特約が定められた場合、当該特約は強行法規よりも優先して適用される。

[1-07] 次の記述は正しいか。・第34回－問01－クなど [☆ ☆]

強行法規は、私的自治の原則を修正するものであり、民法の規定はすべて強行法規である。

[1-08] 次の記述は正しいか。・第44回－問08－ケなど [☆ ☆]

経済政策や行政目的に基づき、国民に対してある行為を制限し、または禁止することを定める規定を、一般に取締規定という。

[1-09] 次の記述は正しいか。・第19回－問08－エ [☆]

取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対し一定の行為を制限し、または禁止することを定める規定のことをいう。取締規定に違反する契約等は、私法上の効力自体が否定される。

[1-10] 次の記述は正しいか。・第48回－問01－イなど多数 [☆ ☆ ☆]

X社は、Y社に対し貸金債権を有しているが、弁済期が到来しても、Y社から弁済を受けていない。債権者がいわゆる自力救済によって自らの債権を回収することは禁止されているため、X社は、法律で定められた強制執行手続により、国家機関の力で債権の満足を得るのが原則である。

【過去問チャレンジー第1回講義ー解答】

- [1-01] 正しい。
- [1-02] 正しい。
- [1-03] 正しい。
- [1-04] 誤り。
特別法は一般法に優先して適用されるのが原則である。
- [1-05] 正しい。
- [1-06] 誤り。
当事者間の定めが法律の規定に優先するのは、契約当事者間で任意規定と異なる定めをした場合である。
- [1-07] 誤り。
民法の規定のすべてが強行法規にあたるわけではなく、契約・債権に関する規定には任意法規とされるものが多い。
- [1-08] 正しい。
- [1-09] 誤り。
取締規定に違反した場合、行政罰や許可の取消しなどの制裁が科される。しかし、取締規定違反の行為の私法上の効力には影響がない。
- [1-10] 正しい。
自力救済は、原則として禁止されている。そこで、権利の行使に対して相手方が応じない場合には、裁判所の強制執行手続を通じて権利を実現していくことが大原則となっている。